

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)の一部改正に伴い新たに設けられた手続きに係る事務等を市町に移譲し、ならびに歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)および関西広域連合規約の一部改正に伴い大津市に移譲している事務の一部を権限移譲の対象から除くため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 18 年滋賀県条例第 71 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築基準法に基づく接道規制の適用除外に係る建築の認定等に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとします。(第 1 条による改正後の別表関係)
- (2) 関西広域連合規約の一部改正に伴い、関西広域連合が毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)の規定による毒物劇物取扱者試験を実施することから、大津市に移譲している当該試験に係る願書の受付の事務に係る規定を削除することとします。(第 1 条による改正後の別表関係)
- (3) 歯科技工士法の一部改正に伴い、国の指定登録機関が歯科技工士の登録事務を行うことから、大津市に移譲している当該事務に係る規定を削除することとします。(第 1 条による改正後の別表関係)
- (4) 関西広域連合規約の一部改正に伴い、関西広域連合が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)の規定による登録販売者試験を実施することから、大津市に移譲している当該試験に係る願書の受付の事務に係る規定を削除することとします。(第 1 条による改正後の別表関係)
- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく協定建築物の建築等および維持保全計画の認定等に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとします。(第 1 条による改正後の別表関係)
- (6) 建築基準法に基づく興行場等および特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとします。(第 2 条による改正後の別表関係)
- (7) その他

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則および付則 省略 別表（第2条関係）	本則および付則 省略 別表（第2条関係）
(1)から(14)まで 省略 (15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第3条第1項第3号および第4号の規定による指定および認定に係る申請の受付 イ 法第6条第1項（法第87条の2および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認に係る申請の受付 ウ 法第18条第2項（法第87条の2および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の受付	(1)から(14)まで 省略 (15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第1章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (7) 法第3条第1項第3号および第4号の規定による指定および認定に係る申請の受付 (4) 法第6条第1項（法第87条の2および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認に係る申請の受付 (7) 法第18条第2項（法第87条の2および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の受付

イ	<u>法第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務</u>
(7)	<u>法第42条第1項第4号および第5号ならびに第3項の規定による指定に係る申請の受付</u>
(4)	<u>法第43条第2項第1号および第2号の規定による建築の認定および許可に係る申請の受付</u>
(4)	<u>法第44条第1項第2号から第4号までの規定による建築の許可等に係る申請の受付</u>
(5)	<u>法第47条ただし書の規定による建築の許可に係る申請の受付</u>
(4)	<u>法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書および第14項ただし書（法第87条第2項および第3項ならびに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による建築の許可に係る申請の受付</u>
(4)	<u>法第51条ただし書（法第87条第2項および第3項ならびに第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物の敷地の位置の許可に係る申請の受付</u>

エ	<u>法第42条第1項第4号および第5号ならびに第3項の規定による指定に係る申請の受付</u>
オ	<u>法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可に係る申請の受付</u>
カ	<u>法第44条第1項第2号から第4号までの規定による建築の許可等に係る申請の受付</u>
キ	<u>法第47条ただし書の規定による建築の許可に係る申請の受付</u>
ク	<u>法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書および第13項ただし書（法第87条第2項および第3項ならびに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による建築の許可に係る申請の受付</u>
ケ	<u>法第51条ただし書（法第87条第2項および第3項ならびに第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物の敷地の位置の許可に係る申請の受付</u>

(新設) タ 法第59条第1項第3号および第4項の規定による特例および建築物の各部分の高さの許可に係る申請の受付 チ 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率および各部分の高さに関する特例の許可に係る申請の受付 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	
請の受付 (ク) 法第57条の4第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可に係る申請の受付 (カ) 法第59条第1項第3号および第4項の規定による特例および建築物の各部分の高さの許可に係る申請の受付 (コ) 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率および各部分の高さに関する特例の許可に係る申請の受付 (ケ) 法第60条の2第1項第3号の規定による特例の許可に係る申請の受付 (キ) 法第60条の3第1項第3号および第2項の規定による特例の許可に係る申請の受付 (ク) 法第67条の3第3項第2号および第5項第2号の規定による建築物の敷地面積および壁面の位置に関する特例の許可に係る申請の受付 (ニ) 法第67条の3第9項第2号の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付 (ク) 法第68条第1項第2号、第2項第2号および第3項第2号の規定による特例の許可に係る申請の受付	

(新設)

ツ 法第68条の3第1項から第4項までおよび第7項の規定による制限の適用除外に係る認定等に係る申請の受付

テ 法第68条の4の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付

ト 法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定に係る申請の受付

ナ 法第68条の5の3第2項の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付

ニ 法第68条の5の5第1項および第2項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付

ヌ 法第68条の5の6の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の認定に係る申請の受付

ネ 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可に係る申請の受付

ノ 法第74条の2第3項の規定による建築協定に係る借地権の消滅等に係る届出の受付

ハ 法第76条第1項(法第76条の3第6項において準

る)法第68条第5項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付

(リ) 法第68条の3第1項から第4項までおよび第7項の規定による制限の適用除外に係る認定等に係る申請の受付

(ロ) 法第68条の4の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付

(リ) 法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定に係る申請の受付

(リ) 法第68条の5の3第2項の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付

(ハ) 法第68条の5の5第1項および第2項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付

(ハ) 法第68条の5の6の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定に係る申請の受付

(マ) 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可に係る申請の受付

ウ 法第4章に規定する事務のうち、次に掲げる事務

(ア) 法第74条の2第3項の規定による建築協定に係る借地権の消滅等に係る届出の受付

(イ) 法第76条第1項(法第76条の3第6項において

用する場合を含む。)の規定による建築協定の廃止の認可に係る申請の受付

ヒ 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可に係る申請の受付

フ 法第86条第1項から第4項までの規定による1または2以上の建築物に関する特例の認定等に係る申請の受付

ヘ 法第86条の2第1項から第3項までの規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の認定等に係る申請の受付

ホ 法第86条の5第2項および第3項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定の取消し等に係る申請の受付

マ 法第86条の6第2項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付

ミ 建築基準法施行令第115条の2第1項第4号の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付
(新設)

準用する場合を含む。)の規定による建築協定の廃止の認可に係る申請の受付

エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事務

(ア) 法第85条第5項および第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可に係る申請の受付

(イ) 法第86条第1項から第4項までの規定による1または2以上の建築物に関する特例の認定等に係る申請の受付

(ウ) 法第86条の2第1項から第3項までの規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の認定等に係る申請の受付

(エ) 法第86条の5第2項および第3項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定の取消し等に係る申請の受付

(オ) 法第86条の6第2項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付

オ 政令に規定する事務のうち、次に掲げる事務

(ア) 政令第115条の2第1項第4号の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付

(イ) 政令第131条の2第2項および第3項の規定による前面道路に関する認定に係る申請の受付

(新設) ム 条例第5条の2ただし書の規定による特例の認定に係る申請の受付 メ 条例第7条第2項ただし書の規定による特例の認定に係る申請の受付 (新設) モ 条例第36条の3第1項の規定による制限の緩和の認定に係る申請の受付 ヤ アからモまでに掲げるもののほか、法および条例の施行に係る事務のうち規則に基づき事務であつて別に規則で定めるもの (15)の2 省略	(リ) 政令第137条の16第2号の規定による移転に関する認定に係る申請の受付 カ 条例に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (リ) 条例第5条の2ただし書の規定による特例の認定に係る申請の受付 (イ) 条例第7条第2項ただし書の規定による特例の認定に係る申請の受付 (リ) 条例第35条ただし書の規定による特例の許可に係る申請の受付 (エ) 条例第36条の3第1項の規定による制限の緩和の認定に係る申請の受付 キ アからカまでに掲げるもののほか、法および条例の施行に係る事務のうち規則に基づき事務であつて別に規則で定めるもの (15)の2 省略
(15)の3 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。大津市以下この項において「法」という。)および毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。)に基づき事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第3条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可	(15)の3 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。大津市以下この項において「法」という。)および毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。)に基づき事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第3条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可

イ 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験に係る願書の受付 ウからゾまで 省略		(削除)	
(16)から(22)まで 省略		イからセまで 省略 (16)から(22)まで 省略	
(23) 歯科技工士法 (昭和30年法律第168号) および歯科技工士法施行令 (昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」という。) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 歯科技工士法第6条第3項の規定による届出の受付 イ 政令第1条の規定による歯科技工士の免許の申請の受付 ウ 政令第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受付 エ 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受付 オ 政令第5条第2項の規定による免許証の書換交付の申請の受付 カ 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受付 キ 政令第6条第5項ならびに第7条第1項および第2項の規定による免許証の返納の受付	(23) 歯科技工士法 (昭和30年法律第168号) 第6条第3項の規定による届出の受付 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	大津市	
(24)から(32)の2まで 省略		(24)から(32)の2まで 省略	

(32)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器および再生医療等製品に係るものを除く。） アからオまで 省略 カ 法第36条の8第1項の規定による試験に係る願書の受付 キからニまで 省略	(32)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器および再生医療等製品に係るものを除く。） アからオまで 省略 (削除) カからナまで 省略	大津市
(32)の4から(63)まで 省略 (64) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務	(32)の4から(63)まで 省略 (64) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および町

ア 省略 イ 法第18条第1項の規定による特定建築物の建築等 および維持保全の計画の変更の認定に係る申請の 受付 (新設) ウ アおよびイに掲げるもののほか、法の施行に係る 事務のうち規則に基づき事務であつて別に規則で 定めるもの (64)の2以下 省略	ア 省略 イ 法第18条第1項 (法第22条の2第5項において準 用する場合を含む。)の規定による特定建築物等の 建築等および維持保全の計画の変更の認定に係る 申請の受付 ウ 法第22条の2第1項の規定による協定建築物の 建築等および維持保全の計画の認定に係る申請の 受付 エ アからウまでに掲げるもののほか、法の施行に係 る事務のうち規則に基づき事務であつて別に規則 で定めるもの (64)の2以下 省略
--	--

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則および付則 省略 別表（第2条関係）	本則および付則 省略 別表（第2条関係）
(1)から(14)まで 省略	(1)から(14)まで 省略
(15) 省略	(15) 省略
ア 法第1章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア) 省略 (イ) 法第6条第1項（法第87条の2および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認に係る申請の受付 (ロ) 法第18条第2項（法第87条の2および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の受付 イ 法第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア)から(キ)まで 省略 (ク) 法第53条第4項の規定による建築物の建築率に関する特例の許可に係る申請の受付	ア 法第1章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア) 省略 (イ) 法第6条第1項（法第87条の4および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認に係る申請の受付 (ロ) 法第18条第2項（法第87条の4および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の受付 イ 法第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア)から(キ)まで 省略 (ク) 法第53条第4項および第5項の規定による建築物の建築率に関する特例許可に係る申請の受付
(ク) 法第53条第5項第3号の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付	(ク) 法第53条第6項第3号の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付

(コ)から(ト)まで 省略 (ナ) 法第67条の3第3項第2号および第5項第2号の規定による建築物の敷地面積および壁面の位置に関する特例の許可に係る申請の受付 (ニ) 法第67条の3第9項第2号の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付 (ヌ)から(マ)まで 省略 ウ 省略 エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア)から(オ)まで 省略 (新設) オからキまで 省略 (15)の2以下 略	(コ)から(ト)まで 省略 (ナ) 法第67条第3項第2号および第5項第2号の規定による建築物の敷地面積および壁面の位置に関する特例の許可に係る申請の受付 (ニ) 法第67条第9項第2号の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付 (ヌ)から(マ)まで 省略 ウ 省略 エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 (ア)から(オ)まで 省略 (カ) 法第87条の3第5項および第6項の規定による興行場等および特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受付 オからキまで 省略 (15)の2以下 略
---	---